

池田市立五月丘小学校

いじめ防止のための学校基本方針

令和 6 年度

いじめ防止対策委員会

I. いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成する。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、学校教育目標を「生命と人権を大切にし、ともに育ち、心豊かに、未来社会でたくましく生きる子どもを育成する。」としている。自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育を推進し、子どもに寄り添い、一人ひとりの良さや違いを認め、よりよい人間関係を築く集団づくりに取り組んでいる。また、豊かな心を持ち、互いに認め、高め合い、いじめを絶対に許さない子どもを育成するために日々取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここにいじめ防止のための学校基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第2条第1項]

(注1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(注2) 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

児童等は、いじめを行ってはならない。

[いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第4条]

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を強要される。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・机やいす、持ち物などがいたずらされる。
- ・身体のことや言葉づかいのことで、冷やかしたりからかわれたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

3. 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、本校に在籍する児童の保護者・地域住民・児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校の児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

II. いじめの未然防止に向けて

(1)いじめを許さない学校・学級づくり

- ①すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前にしていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動だと全職員がとらえる必要がある。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童一人ひとりがもつこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に伝える。
- ③学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、児童が心から価値意識を感じるよう適切に指導する。特に、学級経営、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。

(2)いじめの未然防止に向けた手だて

①学級経営の充実

- ア. 子ども一人ひとりのよさが發揮され、障がい・国籍・疾患等による差別心をもたず、互いを認め合う学級づくりや、児童の自発的、自治的活動を保証し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- イ. 年度初めに学級のルールや規範を定め、児童が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。
- ウ. 定期的に行う生活アンケートや各種学力調査における生活実態調査の結果、個人面談、児童の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等などから実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。

②授業中における指導の充実

- ア. 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- イ. 「興味・関心の持てる授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ウ. 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、仲間意識をもてるよう配慮する。

③道徳の授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

④学級活動・総合的な学習の時間の充実

- ア. 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- イ. アサーション・トレーニングやソーシャル・スキルトレーニング等を活用し、人間関係のトラブルや、いじめに直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

※アサーション・トレーニング

自分の考え、欲求、気持ちなどを素直に、正直に、その場の状況にあった適切な方法で述べ、自分も相手も大切にした自己表現の訓練。

※ソーシャル・スキルトレーニング

困難を抱える状況の総体を「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の側面からとらえ、そのような技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技術。

⑤生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実

学校全体や学年・学級単位で、生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を行う。

⑥情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話、スマートフォン等を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。その際、社会資源(外部講師など)を有効に利用する。

⑨発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

自閉症、ADHD、学習障がいなどの発達障がいのある子どもに対するからかい等からいじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーなど専門職を交え、教職員間で障がい特性の理解や具体的なかわりの共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

III. いじめの早期発見に向けて

(1)いじめを発見する手立て

①教員と児童との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声をかけ、様子を伺う。

②複数の教員の目による発見

多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
(学年団、クラブ・委員会顧問⇒担当 等)

③アンケートの実施と分析

ア. いじめも含めた「生活アンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
イ. アンケートの集計や分析には、学年団、生指等、複数の教員あたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。

④教育相談を通した実態把握

ア. 定期的に個人面談を実施するとともに、児童が希望する時には面談ができる体制を整えておく。
イ. 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

(2)いじめを訴えることの意義と手段の周知

①「いじめを訴えることは、人権と生命を守ることにつながる」ことであると日頃から指導する。

②学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。

- ・担任はもとより、養護教諭等、誰でも話しやすい教職員に伝えてよい。
- ・スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。

③関係機関(いじめ相談室、電話相談)へのいじめの訴えや相談方法を生徒、家庭、地域に周知する。

- ・関係相談窓口資料を配布、掲示等により周知を図る。

(3)保護者や地域からの情報提供

①日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

- ・保護者への協力依頼
- ・PTA との相互連携 ・地域(民生児童委員・地区福祉委員・生活指導協力委員・学校協議会等)への協力依頼

(4)ネット上のいじめへの対応

①ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により「いじめ」を行うもの。

ネット上でいじめが起こる可能性のあるもの

- ・SNS
- ・動画共有サイト
- ・メール
- ・ブログ
- ・チェーンメール
- ・学校非公式サイト 等

②未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う必要がある。

保護者との連携・協力

○未然防止の観点から

- ・子どもたちのパソコンや携帯電話等を一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

○早期発見の観点から

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

IV. いじめ問題に取り組む校内対応について

いじめ問題への取り組みにあたっては、全教職員が「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められている。

本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を実施する。

1. いじめ防止対策委員会の設置について

○いじめ防止対策委員会は、学校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導担当（生活指導部長）、人権教育主担、支援教育コーディネーター、当該学年、養護教諭、支援学年担当、（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）をメンバーとして設置する。メンバーは実態に応じて柔軟に対応する。

※事実確認のため調査班を編成する場合もある。

※事案により柔軟に編成する。

○いじめ事案の発生時は、緊急対応チームを編成し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。

○いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2. 年間を見通したいじめ防止・指導計画の整備について

○いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

○計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

	4月	5月	6月	7月
会議等	拡大児童支援委員会 児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)	教職員研修 児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)	児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)	児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) 拡大児童支援委員会
止学校での取り組み(防)	クラス開き 学年・学級作り 児童を語る会（年間を通して実施）	アンケート 家庭訪問	個人懇談 非行防止教室	
→				

	8月	9月	10月	11月
会議等	児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) 情報共有 2学期の計画	児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)	児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)	児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)
止学校での取り組み(防)	児童を語る会		アンケート	人権参観 個人懇談
→				

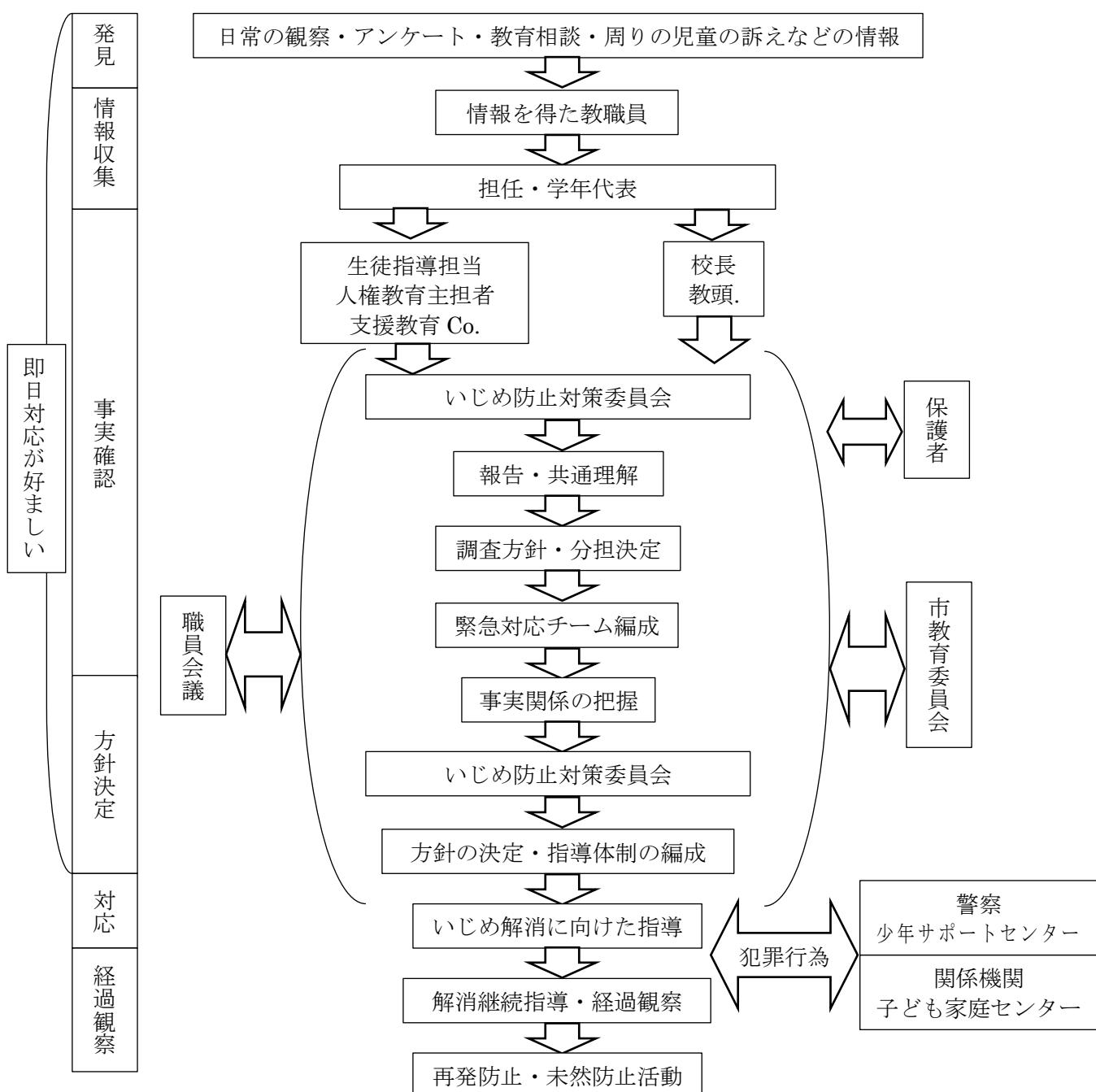
	12月	1月	2月	3月
会議等	児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) 拡大児童支援委員会 情報共有 3学期の計画	児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)	児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)	児童支援委員会 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) 拡大児童支援委員会 本年度の総括 来年度への課題検討
止学校での取り組み(防)	児童を語る会		アンケート	学級編成会議 保幼と新入生情報共有
→				

V. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

いじめが生起した場合は、早急にいじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した情報をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要。

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

VI. 関係機関との連携

学校だけで解決困難な事案に関しては、教育委員会や警察、子ども家庭センター等との連携が不可欠である。連携を図るためにには、管理職や生徒指導担当、人権教育主担者、支援教育コーディネーターなどが中心となって、日頃から学校や地域の情報についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1. 教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察などの関係機関を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2. 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署やサポートセンター等に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

3. 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童の背景に、愛着の課題等の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや子ども未来課、民生・児童委員等の協力も視野に入れて対応する必要がある。